



令和6年度(2024年度)

特定教育・保育施設等 の指導検査について

福祉部指導監査課 児童担当



はじめに

集団指導は、業務が円滑に行われるよう、施設等の運営に関する基準の遵守等について、講習等の方法により実施しています。
今回の集団指導の内容を参考に、今後とも適切な施設運営をお願いします。



目次

- 令和5年度(2023年度)集団指導の結果について
- 指導検査・監査の流れ
- 令和5年度(2023年度)の指導検査の実績について
- 指導検査における指導事項について
- 令和6年度指導検査における確認事項について
(運営・保育・会計・新制度)



令和5年度(2023年度)集団指導の結果について

・対象施設

認可保育所(私立)	75施設	家庭的保育事業	12施設
認可保育所(公立)	15施設	小規模保育事業	8施設
認定こども園	18施設	事業所内保育事業	7施設
幼稚園(新制度移行園)	6施設	母子生活支援施設	1施設

計142施設

令和5年度(2023年度)集団指導の結果について

- ・ 受講施設数

令和5年度

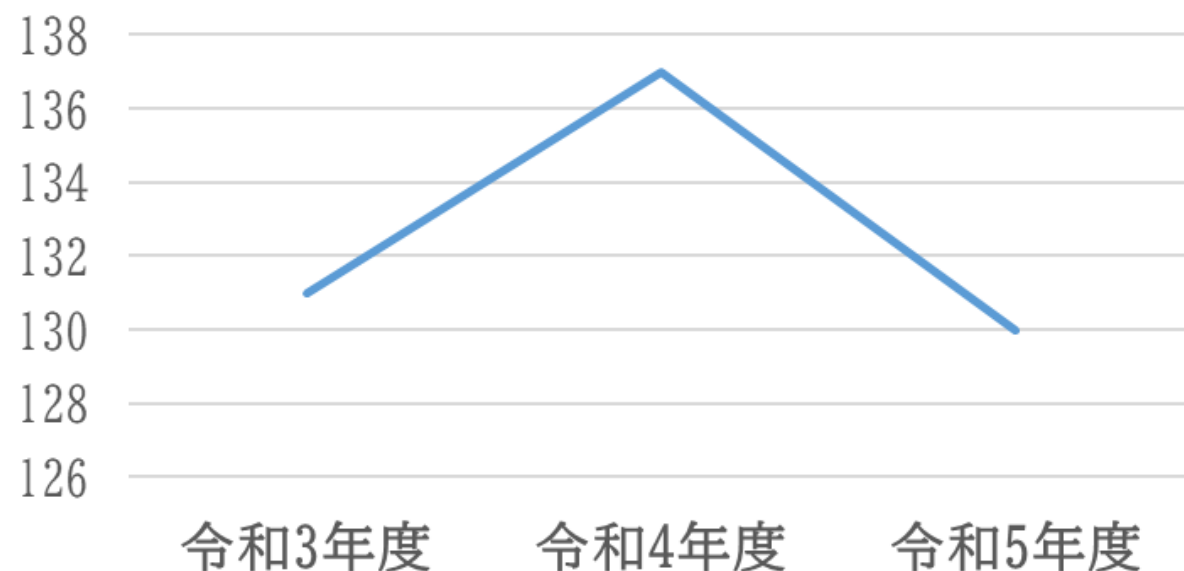
130施設(91.5%)

(参考)

令和4年度 137/139 (98.6%)

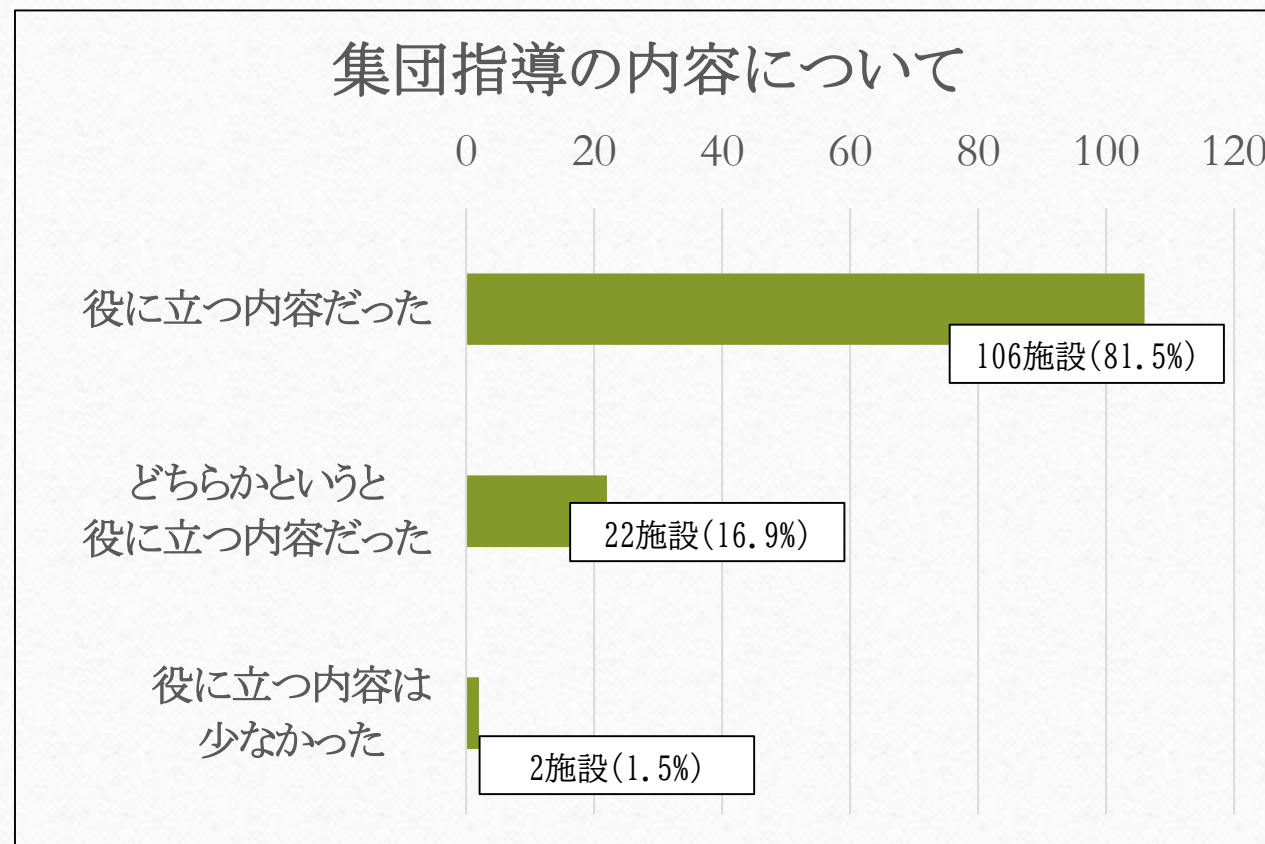
令和3年度 131/140 (93.6%)

受講施設数

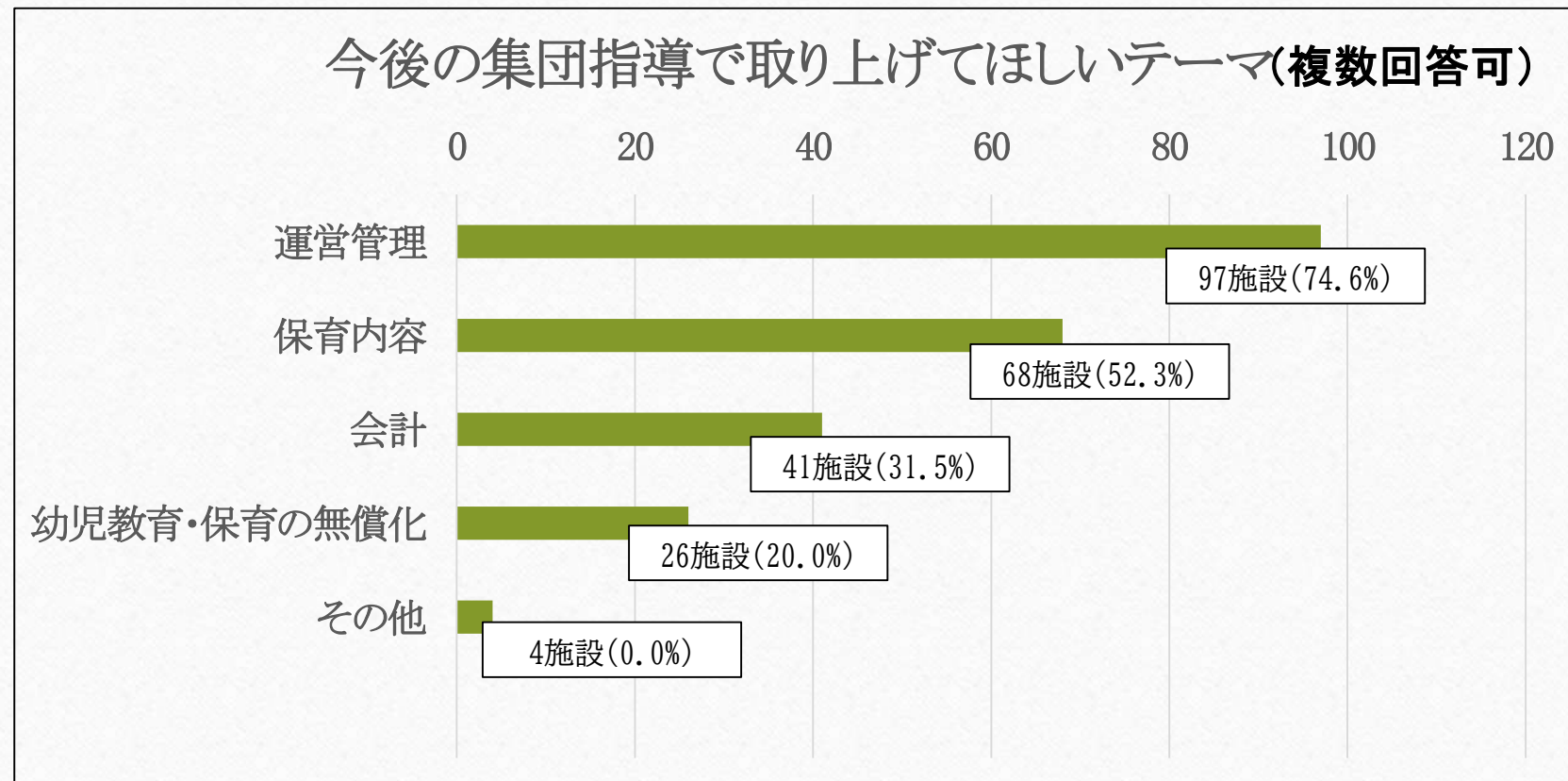




令和5年度(2023年度)集団指導のアンケート結果 ①



令和5年度(2023年度)集団指導のアンケート結果 ②





指導検査・監査の流れ

【指導検査の目的】

児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令等に基づき、適正な事業運営を担保するため、指導検査を実施



指導検査の根拠

- 児童福祉法・子ども・子育て支援法
- 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- 八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例
- 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例
- 児童福祉施設等指導検査実施要綱
- 指導検査基準 等

指導検査については、市ホームページ＞くらしの情報＞高齢・介護・障害・生活福祉＞社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査＞児童福祉施設等の指導監査＞児童福祉施設等の指導監査について

指導検査の流れ

一般指導検査の実施(児童福祉法第46条第1項・子ども・子育て支援法第14条第1項)

市 結果通知の送付

施設 指摘なし

施設 文書指摘ありの場合、改善が必要(結果通知到着から一か月以内)

施設 改善報告書・資料等提出

改善が確認
された場合

市 改善報告書・資料等確認(改善不十分の場合、再指導・資料等再提出依頼)

施設 改善報告書・資料等再提出

口頭指導は改善報告書の提出は不要ですが、速やかに改善してください

検査終了

注) 検査中、あるいは通報等により、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれ認められる場合、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合は、特別指導検査の対象となります。



【文書指摘】

- ➡福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は、「口頭指導」とすることができる。

【口頭指導】

- ➡福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。

なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。

【助言指導】

- ➡法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

指導検査基準については、市ホームページ＞くらしの情報＞高齢・介護・障害・生活福祉＞社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査＞児童福祉施設等の指導監査＞児童福祉施設等の指導監査について



令和5年度(2023年度) 特定教育・保育施設等指導検査実績について

* 指導検査実施施設内訳

- ・認可保育所: 69施設
- ・家庭的保育事業: 1施設

計70施設



令和5年度(2023年度) 特定教育・保育施設等 指導検査実績

検査した施設(70施設)の内、

- ・文書指摘があった施設数(16施設)は、検査施設数の22%
- ・口頭指導のあった施設数(24施設)は、検査施設数の34%

区分	運営管理	教育・保育内容	会計経理	新制度 公定価格	新制度 特定子ども	計
文書指摘	30	4	2	3	0	39
口頭指導	47	3	1	2	10	63
助言	7	11	1	3	0	22
計	84	18	4	8	10	124



指導検査における指導事項について

- (1) 運営管理
- (2) 教育・保育内容
- (3) 会計経理
- (4) 子ども・子育て支援新制度



(1) 運営管理

文書指摘 30件

- ・安全計画が策定されていない 6件
 - ・安全計画の職員に対する研修及び訓練を実施していない 6件
 - ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない 9件
 - ・毎月避難訓練及び消火訓練を実施していない 2件
- 等



【文書指摘】

- ・安全計画が策定されていない
- ・安全計画の職員に対する研修及び訓練を実施していない
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない

安全計画とは…

施設の設備等の安全点検、職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等、児童の安全確保に関する取組について総括した年間スケジュール

根拠法令【令和5年4月1日条例改正】

- ・八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(第7条の2)
- ・八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(第8条の2)
- ・八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例(第13条の2)

定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行ってください。

安全計画の様式は、子ども家庭庁(保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について)にあります。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ousha/anzenkeikaku.html>



(参考: 令和5年4月1日条例改正)

送迎バスの安全装置装備の義務化

- ・児童・利用乳幼児・子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の児童・利用乳幼児・子どもの所在を確実に把握することが出来るよう用により、児童・利用乳幼児・子どもの所在を確認しなければならない
- ・児童・利用乳幼児・子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童・利用乳幼児・子どもの見落としを防止する装置を備え、児童・利用乳幼児・子どもの所在の確認を行わなければならない



【文書指摘】

・毎月避難訓練及び消火訓練を実施していない

●根拠法令

- ・八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(第7条第2項)
- ・八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(第8条第2項)
- ・八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例(第13条第2項)

●図上訓練や不審者訓練は含みません

●原則として、訓練は全職員が参加して実施すること

●訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にする事

●通報訓練は、消防計画に定めた回数(年1回以上)行うこと



前回口頭指導であったが、検査時に改善されていなかったため、
今回文書指摘となったもの

- ・消防計画の変更の届出をしていない
- ・就業規則を労働基準監督署に届けていない
- ・非常勤職員に対する勤務条件の明示が不十分である
- ・事業所防災計画を作成していない
- ・衛生推進者を選任していない



令和5年度(2023年度)指導検査結果(口頭指導)

指導内容分類			指導内容		
大分類		小分類	指導内容		
1	運営管理	個人情報保護	個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置が不十分である	11	運営管理
2	運営管理	秘密保持	秘密保持のための必要な措置が不十分である	12	運営管理
3	運営管理	運営委員会	運営委員会の運営が不適正である	13	運営管理
4	運営管理	業務継続計画等	業務継続計画の策定を行っていない	14	運営管理
5	運営管理	業務継続計画等	業務継続について研修・訓練を実施していない	15	運営管理
6	運営管理	業務継続計画等	感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練等を実施していない	16	運営管理
7	運営管理	就業規則	就業規則等が内容不十分である	17	運営管理
8	運営管理	就業規則	就業規則を労働基準監督署に届け出していない	18	運営管理
9	運営管理	採用、退職	採用時に労働条件の明示がない	19	運営管理
10	運営管理	採用、退職	非常勤職員に対する労働条件の明示が不十分である	20	運営管理
					防災訓練等
					避難・消火訓練の実施方法が不適切である



(2) 教育・保育内容

文書指摘 4件

- ・保育士が適正に配置されていない 2件
- ・調理・調乳担当者の検便が未実施である 1件
- ・児童の健康診断が回数不足である 1件



【文書指摘】

- ・保育士が適正に配置されていない

根拠法令

- ・八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(第35条)
- ・八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(第23条ほか)
- ・八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例(第4条)

【指摘内容】

- ・朝・夕などの時間帯によって、配置基準を満たす保育士数を確保していない。
(常時2人を下回ってはならない)



【文書指摘】

・調理・調乳担当者の検便が未実施である

根拠法令

- ・食品衛生法、食品衛生施行規則、労働安全衛生法施行規則ほか
- ・社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日 社援施第65号通知）等々

- 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っているか。
- 雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても適切に行っているか。
従事開始日から遡って1ヵ月以内に、実施及び確認したうえで従事させること。
- 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には、月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。



【文書指摘】

・児童の健康診断が回数不足である

根拠法令

・学校保健安全法、学校保健安全法施行規則ほか

- ・入所時の健康診断を行っているか
- ・入所時の健康診断は、入所前もしくは入所後1ヶ月以内に実施すること
- ・実施とは受診を指すこと(欠席＝未実施＝未受診)

(平成28年1月7日付 事務連絡 平成28年度からの入所時の健康診断と定期の健康診断の取り扱い等について(保育幼稚園課通知))



(2)教育・保育内容

口頭指導 3件

- 食事の中止又は簡易な食事に行っていた(検査時改善済)
- 事故報告が速やかに行われていない
- 調理・調乳担当者の検便が不適切である(検査時改善済)



(3) 会計経理

文書指摘 2件

- ・ 他事業又は他拠点区分への貸付を年度内に補填していない
- ・ 当期末支払資金残高が委託費の30%以下となっていない



【文書指摘】

- ・他事業又は他拠点区分への貸付を年度内に補填していない

根拠法令

- ・経理等通知4(2)

委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分へ資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は、一切認められません。



【文書指摘】

- ・当期末支払資金残高が委託費の30%以下となっていない

根拠法令

- ・経理等通知3(2)

当期末支払い資金残高は、委託費の適正な執行により、適正な施設運営が確保されたうえで、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において、保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。



(4) 子ども・子育て支援新制度 (公定価格)

文書指摘 3件

- ・ 処遇改善加算Ⅱが適正でない
- ・ 常勤以外の職員を配置する場合の常勤換算が適正に行われていない
- ・ 高齢者等活躍促進加算が適正でない



【文書指摘】

- ・処遇改善加算Ⅱが適正でない

根拠法令

- ・こ成保192、5文科初第 2588 号、令和6年3 月29 日「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」
- ・こ成保227、6文科初第153 号、令和6年4月12日「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」

【指摘内容】

- ・月給により賃金改善を行っていない。



【文書指摘】

- ・常勤以外の職員を配置する場合の常勤換算が適正に行われていない

根拠法令

- ・令和6年3月29日5成保192、5文科初第2588号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」第4 充足すべき職員数の算定方法について
(3) 常勤以外の職員配置について

【指摘内容】

- ・常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回っていない。

(算式: 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計時間数 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値)



【文書指摘】

- ・高齢者等活躍促進加算が適正でない

根拠法令

- ・令和6年3月29日5成保192、5文科初第2588号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2 9.高齢者等活躍促進加算の要件について(ア)

【指摘内容】

- ・高齢者等活躍促進加算対象者である職員が、朝・夕などの時間帯の必要職員として、配置されていた分も加算実績時間数の対象としていた。



(4) 子ども・子育て支援新制度 (特定子ども)

口頭指導 10件

- ・ 領収証の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である。

【指摘内容】

交付した領収証が、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない



(根拠：「八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例」)

(第57条第1項)

特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

⇒領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載してください。

一時預かり等の利用料金

利用料・・・特定費用①～⑤以外の保育料

特定費用

①日用品・文房具等の購入

②行事への参加費

③食事の影響

④通園送迎費

⑤その他、保護者に負担させることが
適当であるもの

(参考：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16)

令和6年度指導検査における確認事項について (運営・保育・会計・新制度)

- 八王子市では、八王子市保育施設等指導検査実施方針をもとに検査を実施しています。指導検査実施方針は八王子市のホームページからみることができますので、詳細はご確認ください。

指導検査実施方針

令和5年度（2023年度）における基本方針や重点項目、検査対象の選定方法等について定めます。

-  [令和5年度\(2023年度\)八王子市保育施設等指導検査実施方針（PDF形式 300キロバイト）](#)

 **八王子市**
HACHIOJI CITY

English 한국어 簡体字

文字サイズ 標準 拡大 文字色・背景色 黒 白

[くらしの情報](#) | [観光・文化](#) | [イベント情報](#) | [市政情報](#) | [施設情報](#)

現在の場所: [トップ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#) > [社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査について](#)

児童福祉施設等の指導監査について



令和6年度保育施設指導検査等実施方針

重点項目(運営)

ア 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等の防災対策、安全対策が徹底されているか。
- (ウ) 施設の設備等の安全点検、職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等、児童の安全確保に関する取組について総括した年間スケジュール(安全計画)を策定し、当該計画に基づく職員の研修及び訓練等の実施並びに保護者への周知がされているか。

イ 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組が適切に行われているか。

ウ 事故発生時の対応及び事故の再発防止

- (ア) 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。
- (イ) 事故発生後の対応について、必要な措置を講じているか。
- (ウ) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されているか。



令和6年度からの変更事項 職員配置基準の改正

職員の配置基準が改正されました(令和6年4月より)

	現行	改正後
3歳児	20人につき1人	15人につき1人
4・5歳児	30人につき1人	25人につき1人

令和6年4月より、以下の最低基準が改正(令和6年4月1日)され、満4歳以上児の職員配置基準が30対1から、25対1に、満3歳以上児の職員配置基準が20対1 から、15対1となりました。

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び 文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号)



令和6年4月から、 労働条件明示のルールが変わりました

採用時の労働条件の通知に関しては、
法令で記載すべき項目が定められていますが、
2024年4月からは、「就業場所・業務の変更の範囲」等、
項目の追加が必要となります。

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

厚生労働省
2024年4月から
労働条件明示のルール
が変わります

詳しくは動画や
厚生労働省ホームページ
をご覧ください！

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（就業契約更新または更新期間の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する 場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になり ます。
無期転換ルール [※] に基づく 無期転換後3年以内の 契約の更新時	3. 無期転換申請権 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の基盤 にのっとり、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約 労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が満了5年を超えると、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。



令和6年度保育施設指導検査等実施方針

重点項目（保育内容）

ア 健康・安全管理の徹底

- （ア）食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、レジオネラ症、ノロウイルス）への予防対策が徹底され、マニュアル等が活用されているか。
- （イ）調理・調乳に携わる職員の検便による健康診断の実施が毎月徹底されているか。
- （ウ）定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。
- （エ）検食を適切に行っているか。
- （オ）児童の健康診断（入所時・年2回の定期健康診断）は適正に実施されているか。
- （カ）乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- （ア）児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- （イ）アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 保育の状況

- （ア）虐待防止等、子どもの人権に配慮した適正な保育が行われているか。
- （イ）保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

子ども家庭庁 令和6年2月8日付事務連絡 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について

これまで

仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。



窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

👉**仰向け**に



寝かせることが重要です！

👉**何よりも 1 人にしないこと！**

(※ 医学的な理由で医師がうつぶせ寝をすすめている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、**1 歳以上児も発達状況にあわせて仰向けに寝かせてください**
- ★ **預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です**
- ★ **機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください**

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ とし、またはとまの物（例：よだれかけのとし、ふんかバーの内側のとし、ベッドまわりのコード等）を確保しない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ シルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検することにより、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

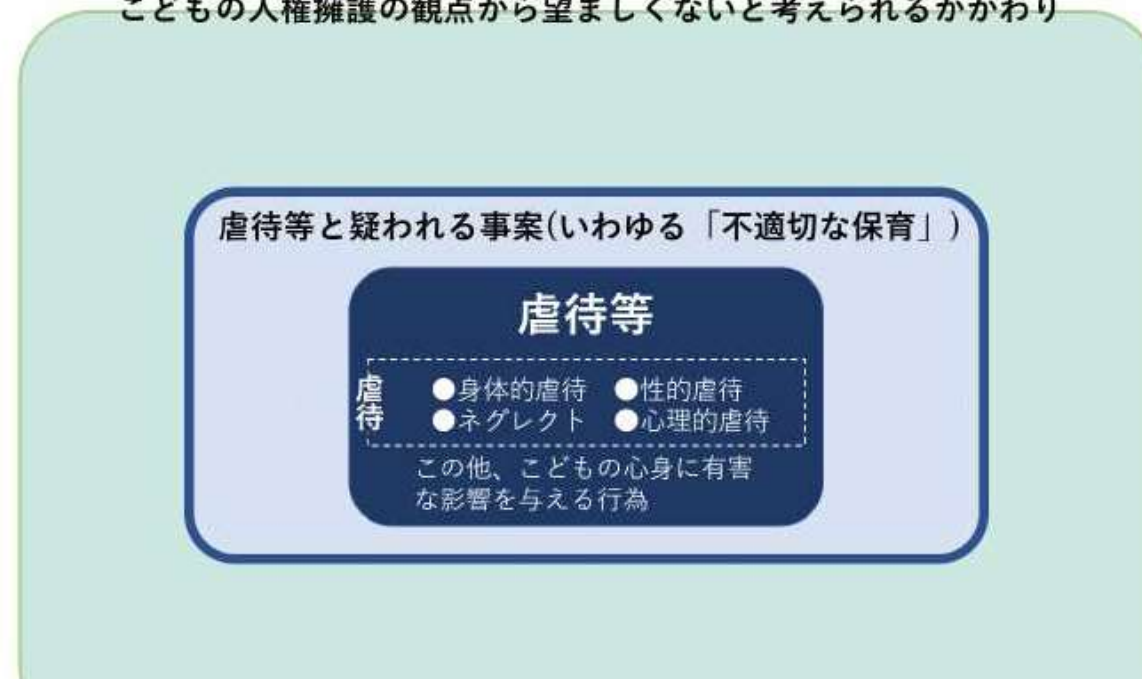
※ 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



保育所等における虐待等の防止及び発生 の対応等に関するガイドライン

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり



https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf



保育所等における対応

（令和5年5月 こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

○保育所等における虐待等の未然防止にあたっては、

- ◆各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
- ◆職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

が、重要である。

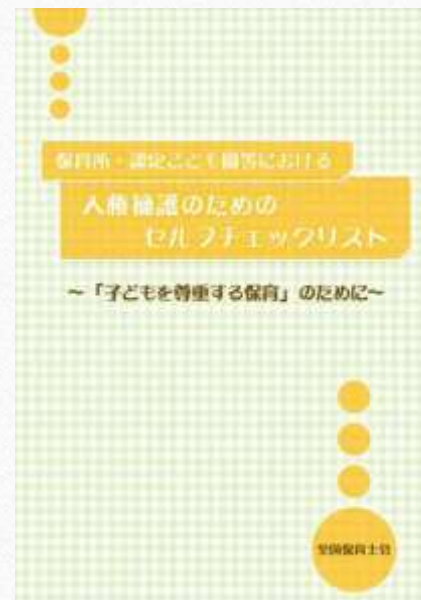


セルフチェックリストの活用

全国保育士会ホームページ

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

人権擁護のためのチェックリスト





令和6年度保育施設指導検査等実施方針

重点項目（会計経理・公定価格）

ア 適切な会計処理の徹底

- （ア）法令等に則った適切な会計処理がされているか。
- （イ）委託費の弾力運用の範囲は適正か。
- （ウ）上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者からの同意を得ており、その金額は適正か。
- （エ）各施設・事業における給付費は、適正に請求が行われ、過誤・不正請求がないか。
- （オ）処遇改善等加算は適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

資産管理が適正に行われているか。

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（令和6年4月改定）

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。



（掲示等）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。



終わりに

以上で、特定教育・保育施設等の指導検査に関する集団指導は終了となります。

受講いただき、ありがとうございました。メールに添付した受講確認票の提出をもって、集団指導の受講終了となります。受講確認票は、11月15日(金)までに、提出をお願いします。